

報道関係 各位

J A 栃木中央会

新型コロナウイルスに係る経営支援の実施について

J Aグループ栃木は、新型コロナウイルスの影響による農産物の売上減少等により経営状況が悪化している農家に対して、J Aが経営の維持安定を目的とした資金を融資する場合に、利子の一部を補給する措置を講じることを決定しました。なお、経営支援資金の詳細については、今後各J Aが検討していきます。

記

1. 貸付限度額

利子補給対象とする貸付額は1人あたり1,000万円まで。

2. 貸付実行期間

令和2年3月19日～令和2年12月31日

3. 貸付期間

5年以内（据置期間1年以内）

4. 貸付枠

10億円

※その他の詳細につきましては、別添の利子補給要領を参照願います。

<お問い合わせ先>

J A栃木中央会 農業対策部 担当:花塚・高橋

T E L : 028-616-8520 F A X : 028-616-8592

総務企画部 広報担当:入江

T E L : 028-616-8540 F A X : 028-616-8590

E-mail : kurashi@tcchu-ja.or.jp



「J Aグループ栃木」からのプレスリリースはこちらから
<https://www.tcchu-ja.or.jp/>

(別添)

令和2年新型コロナウイルスに係る経営支援資金利子補給要領

1. 目的

新型コロナウイルスの影響による農産物の売上減少等により経営状況が悪化している農業者に対し、経営の維持・安定を目的とした資金を融資するJAに利子の一部を補給するため、この要領を定める。

2. 利子補給対象資金

(1) 対象資金

対象資金は、次のJA独自資金とする。

ア 新型コロナウイルスの影響により経営状況が悪化した農業者の経営の維持に必要な資金であり、JAが定めた『新型コロナウイルス対策経営支援資金要項』に基づいて組合員に融資した資金。

イ 『経営支援資金要項』の設定にあたっては、あらかじめJA栃木中央会が利子補給の要件を充足する内容であることを確認する。

(2) 貸付限度額

貸付限度額については、JAの任意で設定することを可能とするが、利子補給の対象となるのは1人あたり1,000万円を上限とする。

(3) 貸付実行期間

利子補給の対象となる貸付は、令和2年3月19日～令和2年12月31日までに実行されたものとする。

(4) 実行金利

金利はJAの任意とする。ただし、JAの金利負担が0.5%以上あることを要件とし、金利表等にJAが0.5%以上の利子補給を行うことを明記すること。

※ このため、貸出金利は年1.2%（利子補給0.7%+JA金利負担0.5%）以上が要件となる。

(5) 貸付期間

貸付期間は5年以内（据置期間1年以内）とする。

3. 利子補給実施団体

- ① 農林中央金庫宇都宮支店
- ② 全国農業協同組合連合会栃木県本部
- ③ 全国共済農業協同組合連合会栃木県本部

4. 利子補給率

貸出金利の0.7%を利子補給実施団体が3分の1ずつ按分して助成する。

5. 利子補給対象期間

令和2年3月19日から令和7年12月31日までの期間とする。なお、融資案件ごとの利子補給期間は5年以内とする。

6. 利子補給額

利子補給額は、当該資金について1月1日から12月31日までの期間につき、延滞額を除く平均残高に対して0.7%を乗じた額とする。ただし、令和2年3月19日から令和2年12月31日までに貸付実行した分の初回利子補給期間は、貸付実行の日から令和2年12月31日までとする。

なお、基金協会の保証率（0.23%（一括前取））はJ A負担とし、末端金利は保証料も含めて0%とする。

7. 利子補給の貸付枠

10億円とする。

8. 利子補給交付申請及び利子補給額の決定

- ① 利子補給を受けようとするJ Aは、毎年1月20日までに利子補給交付申請書（様式1）及び利子補給額計算書（様式2）により農林中央金庫宇都宮支店に申請する。
- ② 農林中央金庫宇都宮支店は申請内容を審査のうえ利子補給額を決定し、対象J Aに利子助成決定通知書（様式3）を送付する。
- ③ 農林中央金庫宇都宮支店は利子補給実施団体の負担額を決定し、各団体からの入金を確認したうえで対象J Aの預金口座に入金する。

附 則 この要領は令和2年3月19日より適用する。